名桜大学学則

（平成６年４月１日制定）

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第１条の２　本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

２　自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。

３　自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　組織

（学部）

第２条　本学に次の学部を置く。

国際学部

人間健康学部

２　前項の学部に置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は３年次定員とする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	１８０人	５人	７３０人
	国際観光産業学科	１６０人	５人	６５０人
人間健康学部	スポーツ健康学科	９５人	５人	３９０人
	看護学科	８０人	５人	３３０人
	健康情報学科	８０人	５人	３３０人
計		５９５人	２５人	２４３０人

３　前項に規定する国際学部各学科の入学定員中５人は外国人留学生とする。

（大学院）

第２条の２　本学に大学院を置く。

２　大学院に関する規程は、別に定める。

（助産学専攻科）

第２条の３　本学に助産学専攻科を置く。

２　助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

（附属図書館）

第３条　本学に附属図書館を置く。

２　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。
第３条の２　本学に附属研究所を置く。
２　附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。
（事務局）
第４条　本学に事務局を置く。
２　事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第３節　職員

（職員）
第５条　本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。
２　職制に関し必要な事項は、別に定める。
（学長）
第５条の２　学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。
（副学長）
第５条の３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
２　副学長に関し必要な事項は、別に定める。
（職員の連携及び協働）
第５条の４　本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第４節　教育研究審議会及び教授会

（教育研究審議会）
第６条　本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
２　教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。
（教授会）
第６条の２　本学の学部に教授会を置く。
２　教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第５節　学年、学期及び休業日

（学年）
第７条　本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第８条　学年を次の２学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第１５条に定めるところにより単位の認定を行う。
前学期　４月１日から９月３０日まで
後学期　１０月１日から翌年の３月３１日まで
２　学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。
（休業日）
第９条　休業日は次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律１７８号）に規定する休日
(3)　沖縄県慰霊の日　６月２３日
(4)　創立記念日　１２月２１日
(5)　夏季休業　８月１日から９月３０日まで
(6)　冬季休業　１２月２１日から翌年１月４日まで
(7)　春季休業　３月１日から３月３１日まで
２　学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
３　臨時休業日は、その都度学長が定める。
４　休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第２章　修業年限及び在学期間

（修業年限）
第１０条　本学の修業年限は、４年とする。
２　前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
３　長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。
（在学期間）
第１１条　学生は、修業年限の２倍を超えて在学することができない。
２　前項の規定に関わらず、第２３条の規定により入学した者は、４年を超えて在学することができない。
３　第１項の規定に関わらず、第２４条第１項及び第２５条第１項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の２倍を超えて在学することができない。

第３章　教育課程

（教育課程の編成方針）
第１２条　本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。
（人材養成の目的）
第１２条の２　学部の人材養成の目的を次のとおり定める。
(1)　国際学部
平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。
ア　国際文化学科
沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。
イ　国際観光産業学科
観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2)　人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア　スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ　看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ　健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・ 医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

（教育研究上の目的）

第１２条の３　学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1)　国際学部

ア　国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ　国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探求・究明する。

(2)　人間健康学部

ア　スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探求・究明する。

イ　看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ　健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・ 医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、多面的な視点から「健康と情報」を探求・究明する。

（授業科目の名称及び単位数等）

第１３条　本学における授業科目の名称並びに単位数は別表１－１から別表４のとおりとする。

２　授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

３　外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、別表５のとおりとする。

４　卒業に必要な単位数は、別表６－１及び別表６－２のとおりとする。

（授業の方法）

第１３条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

３　本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

４　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

（単位の計算方法）

第１４条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

(3)　講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、１６時間から４５時間をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第１５条　授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

（成績評価）

第１６条　授業科目の成績は、秀（１００～９０点）、優（８９～８０点）、良（７９～７０点）、可（６９～６０点）及び不可（５９点以下）の５種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

（授業日数）

第１７条　学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、３５週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業時間）

第１７条の２　各授業科目の授業は、８週又は１５週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

（授業を行う学生数）

第１７条の３　本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第４章　入学、編入学、転入学及び再入学

（入学）

第１８条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第１９条　本学の入学資格は、次のとおりとする。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(7)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8)　学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学志願手続）

第２０条　入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第２１条　入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

（入学手続及び入学許可）

第２２条　選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第２３条　編入学の入学資格は、次のとおりとする。

(1)　大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し６０単位以上を修得した者

(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９２条の３に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者

２　編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

３　編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

４　選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。

５　学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

（転入学）
第２４条　他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
２　転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。
（再入学）
第２５条　次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
(1)　第２８条による退学者
(2)　第２９条第５号、第６号及び第７号の規定により除籍された者
２　前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第５章　休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

（休学）
第２６条　病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。
２　学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
３　休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
４　休学期間は通算して４年を超えることはできない。
５　前項の規定に関わらず、第２３条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して２年を超えることはできない。
６　第４項の規定に関わらず、第２４条第１項及び第２５条第１項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
７　休学期間は、第１０条に規定する修業年限及び第１１条に規定する在学期間に算入しない。
（復学）
第２７条　休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。
２　病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。
（退学）
第２８条　退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。
（除籍）
第２９条　次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。
(1)　長期間にわたり行方不明の者
(2)　在学期間を超えた者
(3)　第２６条第４項、第５項及び第６項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
(4)　病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
(5)　休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
(6)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(7)　卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第３５条により認定された単位は除く。）が１６単位未満の者

（転学部）

第３０条　本学の学生で、他の学部への転出（以下「転学部」という。）を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

（転学科）

第３０条の２　本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

（転学）

第３１条　本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第６章　卒業及び学位

（卒業）

第３２条　次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。

(1) 第１０条に規定する修業年限在籍した者

(2) 第１３条第４項に規定する単位を修得した者

(3) 卒業判定に合格した者

２　卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第３３条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第３４条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項に与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第３５条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（第３９条及び第４０条の規定により履修した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第３３条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位

数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（遠隔授業により修得することができる単位数）
第３５条の２　第１３条の２第２項の授業の方法により修得できる単位数は、第１３条第４項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、６０単位を超えないものとする。
（教員の免許状授与の所要資格の修得）
第３５条の３　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）の定めるところに従い、別表７の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
２　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表８に掲げるとおりとする。
（他学部等における授業科目の履修等）
第３５条の４　学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。
２　前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。
（学位）
第３６条　本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。
２　学位に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　学費

（学費及びその他の納入金）
第３７条　本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第８章　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第３８条　削除

（科目等履修生）
第３９条　本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。
２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第４０条　削除

（特別聴講学生）
第４１条　他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認めることができる。
２　前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。
（聴講生）
第４１条の２　学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生とし

て受け入れることができる。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　公開講座

（公開講座）
第４２条　大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第１０章　賞罰

（表彰）
第４３条　学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、これを表彰する。
（懲戒）
第４４条　学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。
２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
(3)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第１１章　寄宿舎

（寄宿舎）
第４５条　本学に寄宿舎を置く。
２　寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月２７日）
１　この学則は、平成１０年４月１日から施行する。
２　平成１０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１１年３月２６日）
１　この学則は、平成１１年４月１日から施行する。
２　平成１１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１２年３月２９日）

１　この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成１２年度から平成１４年度までの収容定員は次のとおりとする。

学　　部	学　　科	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度
国際学部	国際文化学科	４７０人	４７０人	４６５人
	経営情報学科	４７０人	４７０人	４６５人
	観光産業学科	４７０人	４７０人	４６５人
計		１４１０人	１４１０人	１３９５人

３　平成１２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

４　改正後の第３７条の３及び別表５の規定は、平成１２年４月１日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附　則（平成１３年３月２８日）

１　この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

２　平成１３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１４年３月２９日）

１　この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

２　平成１４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１４年７月３１日）

この学則は、平成１４年７月３１日から施行し、改正後の第３７条の２及び第３７条の４の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年３月２８日）

１　この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　平成１５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１６年３月２８日）

１　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１７年３月２９日）

１　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

２　平成１７年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１８年３月２９日）
１　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
２　平成１８年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１９年３月２７日）
１　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　平成１９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２０年３月２７日）
１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
２　平成２０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２０年１１月２８日）
１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
２　平成２１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２２年３月４日）
１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　平成２２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２３年１月２６日）
１　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２３年９月２８日）
１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　平成２４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２４年１０月２４日）
１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
２　平成２５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２５年１０月２４日）
１　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　平成２６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
附　則（平成２６年９月２７日）

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　平成２７年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２７年３月２８日）
１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成２７年３月３１日をもって廃止する。

附　則（平成２７年９月３０日）
１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２８年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２８年９月２７日）
１　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
２　平成２９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２８年１２月２１日）
１　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
２　平成２９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２９年９月２９日）
１　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
２　平成３０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成３０年３月２９日）
１　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
２　平成３０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成３１年２月１５日）
１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。
２　平成３１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和２年２月１７日）
１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。
２　令和２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和２年３月２７日）

１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。
２　令和２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年３月２４日）
１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。
２　令和３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年６月２９日）
１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
２　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年１２月２４日）
１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
２　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和５年３月２９日）
１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。
２　令和５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
３　国際学群国際学類は、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学するものが当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（令和５年１２月２７日）
１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。
２　令和５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
３　国際学群国際学類は、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学するものが当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。